

# 学校いじめ防止基本方針

岡山市立庄内小学校

## 1 いじめ防止のための基本的姿勢

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」の第2条で、いじめは以下のように定義されている。

児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

上記の定義に基づけば、法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童が集団で学校生活を送るうえでどうしても発生するものであると思われる。誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、その立場も容易に入れ替わるものとして認識しておくべきだろう。したがって、いじめの未然防止のための積極的な教育活動を行っていくと同時に、いじめの見逃しがないように認知のアンテナを高く張っておく必要がある。

### (2) いじめ防止のための基本的姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己存在感を高め、人権感覚を磨き、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、アンケートや教育相談を定期的に行うとともに、学校と家庭が協力して指導にあたる。
- ④いじめの早期解決のために学校内の共通理解をもとに保護者・地域・各種専門機関と連携して解決にあたる。

## 2 いじめの未然防止のための取り組み

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的に関わっていく中で児童の小さな変化を見逃さないように努める。

- ① 毎朝、「あいさつから声かけ」運動を実施する。（校門・廊下・学級）
- ② 朝の会では、健康観察等で児童の様子を把握する。
- ③ のびのびと安心して発言できる学級集団づくりに努める。
- ④ 休み時間や給食時間には、児童に向き合い関わる中で、児童理解に努める。
- ⑤ 帰りの会では、1日の振り返りの中で児童の様子を観察する。
- ⑥ 地域のあいさつ運動や学校支援ボランティア等の地域や保護者の方々の教育活動への参画を進める。
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針を周知する。

### (2) 児童一人一人の自己存在感を高め、人権感覚を磨き、自尊感情を育む教育活動を推進する

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が児童主体の分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるように努める。

- ① 児童一人一人の思いや考えを大切にし、学び合い高め合う授業に努める。
- ② 分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図る。
- ③ 縦割り活動を通して仲間意識を育てる。

- ④ 達成感・成就感を育む学校行事を計画する。  
運動会・学習発表会・卒業式・入学式
- ⑤ 児童が自主的に計画・運営し、積極的に参加する活動を計画する。  
1年生を迎える会・6年生を送る会
- ⑥ 人とつながる喜びを味わう体験活動を計画する。  
昔あそびの体験（1年）・町探検（2年）・昔のくらし体験（3年）  
福祉体験（4年）・和太鼓体験（5年）・吉備の歴史に学ぶ体験（6年）  
安全・安心感謝の会（全校）
- ⑦ 自己肯定感を育てる道徳の授業に努める。
- ⑧ 特別支援教育の視点から配慮のある人間関係づくりと環境づくりに努める。
- ⑨ ネットトラブルについての指導等、情報モラル教育の充実に努める。

### 3 いじめの早期発見のための取り組み

#### (1) いじめの早期発見のために、定期的にアンケート・教育相談を行う

- ① 学校生活アンケート（4月）
- ② i -check の実施（6月）
- ③ ASESS の実施（6月）
- ④ ふれあい相談アンケート実施・ふれあい相談（9月）
- ⑤ ASSESS の実施（10月）
- ⑥ ASSESS の実施（2月）

#### (2) アンケート実施直後に回答を確認

特に以下の項目について、該当する児童がいる場合は、直ぐに児童の話を聞き、その内容について生徒指導主事に伝え、解決に向けた取組を開始する。

- ① i -check のいじめのサインに該当する項目等
  - 4 6 まわりでいじめを見たり聞いたりして、かわいそうだなと思うことがありますか？
  - 4 8 クラスのともだちからいじめのさそいを受けたことがありますか？
  - 4 9 クラスの人にからかわれたり、いやなことをしつこく言われたりすることがありますか？
  - 5 0 クラスの人から、仲間はずれにされたり、かげで悪口を言われたり、しつこいいやがらせをされたりすることがありますか？
  - 5 1 クラスの人から、しつこい悪ふざけや、らんぼうなことをされることがありますか？
  - 7 1と7 2 一番目か2番目の心配事のどちらかに「いじめ」と記入した児童
- ② ASSESS のいじめに関する項目
  - 8 仲間に入れてもらえないことがある。
  - 13 隠口を言われているような気がする。
  - 19 友達にからかわれたり、ばかにされたりすることがある。
  - 23 友達にいやなことをされることがある。
  - 28 友達から無視されることがある。
- ③ ふれあい相談アンケートでいじめに関する項目
  - ・いやなことを言われる。
  - ・ぼう力をふるわれることがある。
  - ・友だちがいじわるをされているのを見ることがある。

#### (3) いじめの早期発見のために、学校と家庭が協力して生徒指導にあたる

学校と家庭が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧にすることで児童理解に努め、信頼関係を築く。

- ① 学級懇談会・個別懇談の実施（4月）
- ② 個別懇談の実施（7月）
- ③ 学級懇談会（9月）
- ④ PTA 教育講演会（10月）
- ⑤ 個別懇談の実施（12月）

- ⑥ 学級懇談会の実施(2月)
- ⑦ 毎月の教育相談日の設置と必要に応じた教育相談の実施
- ⑧ 岡山市総合調査の実施（児童・保護者・教職員）

#### 4 いじめ早期解決のための取組

いじめの早期解決のために、家庭や地域、関係機関と連携し、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

##### (1) いじめ問題に取り組むための校内組織

###### ア 生徒指導会議

- ・週1回の学年会にて情報交換（学年部）
- ・週1回の終礼にて情報交換と報告による共通理解（全職員）
- ・月1回の生徒指導委員会（※）にて情報交換と課題の検討

※校長・教頭・教務・生徒指導主事・特別支援コーディネーター

保健主事・養護教諭・学年主任・特別支援学級主任

###### イ いじめ防止対策委員会※

- ・いじめの未然防止のための研修会の計画。
- ・いじめの情報が得られた場合、現状や指導についての情報交換と指導方針について検討する。

※生徒指導委員会のメンバー+当該児童及び関係児童の学級担任+（必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を持つ者を加える）

##### (2) いじめ情報発生時からの対処方法

###### ア 情報入手・目撃

- ・教職員・児童生徒、保護者、地域住民、その他から、いじめ対策委員会に情報を集める。
- ・いじめを発見した場合は、その行為をやめさせる。



###### イ 指導・支援体制の組織化

- ・いじめ防止対策委員会で、指導・支援体制を組む。（役割分担）



###### ウーA 全職員への報告



###### エ 関係諸機関への報告と連携

- ・市教育委員会
- ・西警察署
- ・地域子ども相談センター
- ・市こども総合相談所



###### ウーB① 児童への指導、支援を行う

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教員、家族、地域の人など）と連携し、寄り添える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を身につけさせる。
- ・いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

###### ウーB② 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心にはみやかに、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

## 5 重大事態への対処

下記にあげるような事案が発生した際には、上記の取組に加えて、外部専門家の助言等をふまえた調査を行い、岡山市教育委員会への報告を行う。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 6 いじめの解消・再発防止に向けての学校の取り組み

- ・組織としていじめ事案の正しい共通認識をもち、継続的に指導、支援を行う。
- ・養護教諭やカウンセラー等が連携し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。
- ・教職員間において、児童理解に関する研修や、指導援助に関する研修を実施する。
- ・いじめの背景要因に、いじめた児童及びいじめられた児童の生育環境などが含まれる場合は、関係機関等と連携して次事案が起きないための支援を行う。
- ・いじめの解消は、いじめに係る行為が止んでいること、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たしていることとし、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するよう努める。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察するようにする。